

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要領

平成 2年2月16日制定

改正	平成 5年4月20日	平成 6年4月22日	平成11年4月 1日
	平成12年3月31日	平成15年3月28日	平成21年3月31日
	平成25年3月26日	平成31年2月16日	令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年千葉県告示第111号。以下「要綱」という。）第18条の規定により、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(排出事業者の協議等に係る様式)

第3条 要綱の規定により排出事業者が提出することになる書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第3条第1項の協議書の様式 別記第1号様式
- (2) 要綱第3条第2項の誓約書の様式 別記第2号様式
- (3) 削除
- (4) 要綱第6条第1項の変更協議書の様式 別記第4号様式
- (5) 削除
- (6) 要綱第6条第3項の届出書の様式 別記第6号様式
- (7) 要綱第9条の実績報告書の様式 別記第7号様式

(処分業者の処分計画書等に係る様式)

第4条 要綱の規定により処分業者が提出することとなる書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第13条第1項の処分計画書の様式 別記第8号様式
- (2) 要綱第15条の実績報告書の様式 別記第9号様式

(変更協議書に添付する書類)

第5条 要綱第6条第1項に規定する変更協議書に添付する書面にあつては、変更に係る書面に限るものとする。

(通知書等)

第6条 要綱第4条第1項に規定する通知書にあつては、協議書又は変更協議書の副本に割印をして交付するものとする。

2 要綱第7条第2項の規定により排出事業者が受託者に交付する通知書の写しには、協議書又は変更協議書の写しを含むものとする。

(書類の提出部数)

第7条 排出事業者の協議等に係る別記第1号様式及び別記第4号様式にあつては、正副2部を知事に提出するものとする。

2 別記第6号様式から別記第9号様式にあつては、1部を知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

県外産業廃棄物の県内最終処分協議書

千葉県知事

様

住所
 排出事業者 電話番号
 氏名
 (法人にあっては主たる
 事業者の所在地、名称
 及び代表者の氏名)

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第3条第1項及び第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて協議します。

排出事業場	名称			
	所在地			
	産業廃棄物管理責任者の氏名			
発注者 (排出事業場が建設工事現場である場合に限る)	氏名			
	住所			
	代表者			
県内最終処分をする産業廃棄物	種類			
	数量(単位)	()	()	()
県内最終処分を行う期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
県内の最終受託者	産業廃棄物収集・運搬業者	氏名		
		住所		
	許可番号	県内		県外
運搬先の産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処分業者	氏名		
		住所		
		許可番号		
運搬先の産業廃棄物処理施設	名称			
	所在地			
	処分の方法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型		
県内最終処分を行おうとする理由				

受付印

1. 運搬先の産業廃棄物処理施設が複数の場合は、産業廃棄物処理施設ごとに協議書を提出すること。
2. 収集・運搬業者が複数の場合は、別紙に記載すること。
3. 県内最終処分を自ら行おうとする場合は、その旨を県内最終処分の受託者欄に記載すること。
4. 県内最終処分をする産業廃棄物の数量は、m³、t、kg、klの内該当するものを記載すること。

誓 約 書

千葉県知事

様

住 所

排出事業者 電話番号

氏 名

〔法人にあっては主たる
事業者の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

当事業場から排出する産業廃棄物の千葉県内への運搬又は千葉県内での処分を行うに当たり、次のとおりに誓約します。

- 1 産業廃棄物の処理に当っては、最終処分に至るまで排出事業者としての責任を自覚し、収集・運搬業者及び最終処分業者を十分指導監督するとともに、問題が生じた場合は、貴職の指導に従います。
- 2 産業廃棄物の処理に当たり、産業廃棄物管理責任者を置き、産業廃棄物管理票又は廃棄物処理票により適正に管理します。
- 3 当事業所に対する現地調査には、進んで協力します。
- 4 千葉県内の排出事業場から排出される産業廃棄物を優先して処分するために処分業者から協力要請があった場合にはこれに従います。
- 5 万一処分を委託した産業廃棄物が不適正処理された場合は、自らの責任でその不適正処理された産業廃棄物の撤去及び原状回復を行います。
- 6 有害物質に係る溶出試験又は含有量試験の実施を求められた場合は、速やかに実施し、その分析証明書の写しを提出します。
- 7 産業廃棄物の県内処分等を処理業者に委託するに当たり、県内処分等を行う期間内に処理業の許可期限が到来する場合は、処理業の許可の更新の有無を確認します。
なお、処理業の許可の更新がなされていないときは、ただちに県内処分等を中止します。
- 8 その他県内処分等を行うに当って法令及び千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を遵守し、産業廃棄物の適正処理に努めます。

別記第3号様式 削除
別紙（別記第3号様式関係） 削除

県外産業廃棄物の県内最終処分変更協議書

千葉県知事

様

住 所
 排出事業者 電話番号
 氏 名
 (法人にあつては主たる
 事業者の所在地、名称
 及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号の で通知のあつた県外産業廃棄物の県内最終処分については、次の事項を変更したいので、千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて協議します。

変更事項

県内最終処分をする産業廃棄物	新	種 類			
		数 量	()	()	()
	旧	種 類			
		数 量	()	()	()
県内最終処分を行う期間		新	年 月 日 ~ 年 月 日		
		旧	年 月 日 ~ 年 月 日		
県内最終処分の受託者 (収集運搬・処分)	新	氏 名			
		住 所			
		許 可 番 号			
	旧	氏 名			
		住 所			
		許 可 番 号			
運搬先の産業廃棄物処理施設	新	名 称			
		所 在 地			
		処分の方法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型		
	旧	名 称			
		所 在 地			
		処分の方法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型		
変 更 予 定		年 月 日			

受 付 印

1. 県内最終処分をする産業廃棄物の数量は、m³、t、kg、kl の内該当するものを記載すること。
2. 県内最終処分の受託者欄は、収集運搬、処分のいずれかを丸で囲むこと。

別紙（別記第4号様式関係）

変更後の内容

排出事業場	名称				
	所在地				
	産業廃棄物管理責任者の氏名				
発注者 (排出事業場が建設工事現場である場合に限る)	氏名				
	住所				
	代表者				
県内最終処分をする産業廃棄物	種類				
	数量(単位)	()	()	()	()
県内最終処分を行う期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
県内の最終処分者	産業廃棄物収集・運搬業者	氏名			
		住所			
		許可番号	県内		県外
	産業廃棄物処分業者	氏名			
		住所			
		許可番号			
運搬先の産業廃棄物処理施設	名称				
	所在地				
	処分の方法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型			
県内最終処分を行おうとする理由					

1. 収集・運搬業者が複数の場合は、別紙に記載すること。
2. 県内最終処分を自ら行おうとする場合は、その旨を県内最終処分の受託者欄に記載すること。
3. 県内最終処分をする産業廃棄物の数量は、 m^3 、 t 、 kg 、 kl の内該当するものを記載すること。

別記第5号様式 削除
別紙（別記第5号様式関係） 削除

県外産業廃棄物の県内処分等変更届出書

千葉県知事

様

住 所
排出事業者 電話番号
氏 名
(法人にあつては主たる
事業者の所在地、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日付け廃第 号で通知のあつた県外産業廃棄物の県内処分等については、次の事項を変更したので、千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第3項の規定により次のとおり届出します。

排 出 事 業 者	氏 名	新
	住 所	
	代 表 者	
排 出 事 業 者	氏 名	旧
	住 所	
	代 表 者	
排 出 事 業 場 の 名 称	新	
	旧	
産 業 廃 棄 物 管 理 責 任 者 の 氏 名	新	
	旧	
変 更 年 月 日		

受 付 印

県外産業廃棄物の県内処分等実績報告書

千葉県知事

様

住所
 排出事業者 電話番号
 氏名
 (法人にあつては主たる
 事業者の所在地、名称
 及び代表者の氏名)

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第9条の規定により、県外産業廃棄物の処分実績を次のとおり報告します。

排出事業場	名称			
	所在地			
産業廃棄物管理責任者の氏名				
通知書の日付及び番号				
年 月 日			第 号の	
運搬先の産業廃棄物処理施設の名称及び許可番号			許可番号	
産業廃棄物の処分の方法				
最終処分 (型)				

廃棄物の種類	処分実績 (単位)	廃棄物の種類	処分実績 (単位)
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()
	()	合 計	()

受付印

1. 運搬先の産業廃棄物処理施設が複数の場合は、産業廃棄物処理施設ごとに実績報告書を提出すること。
2. 処分実績の単位は、m³、t、kg、klの内該当するものを記載すること。
3. 最終処分を行った産業廃棄物の種類の単位は統一すること。

産業廃棄物処分計画書

千葉県知事

様

住所
 処分業者 電話番号
 氏名

(法人にあつては主たる
 事業者の所在地、名称
 及び代表者の氏名)

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第13条の規定により次のとおり 年度の
 の処分計画書を提出します。

産業廃棄物 処理施設	名 称	
	所 在 地	
	処 分 の 方 法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型
	残 存 容 量	

産業廃棄物の処分子定量 (総括表)

単位：m³、t、kg、kl

	処 分 予 定 量				処 分 予 定 量		
	計 (単位)	県内物	県外物		計 (単位)	県内物	県外物
4 月	()			1 1 月	()		
5 月	()			1 2 月	()		
6 月	()			1 月	()		
7 月	()			2 月	()		
8 月	()			3 月	()		
9 月	()			合 計 (県内外別 割合)	()		
1 0 月	()				(1 0 0 %)	(%)	(%)

受 付 印

1. 種類別の処分子定量は、別紙に記載すること。
2. 処分子定量の単位は、m³、t、kg、kl の内該当するものを記載すること。

許 可 番 号	
---------	--

別紙（別記第8号様式関係）

産業廃棄物の処分子定量（産業廃棄物の種類別）

〔種類〕 単位：m³、t、kg、kl

	処 分 予 定 量				処 分 予 定 量		
	計（単位）	県内物	県外物		計（単位）	県内物	県外物
4 月	()			1 1 月	()		
5 月	()			1 2 月	()		
6 月	()			1 月	()		
7 月	()			2 月	()		
8 月	()			3 月	()		
9 月	()			合 計 (県内外別 割合)	() (1 0 0 %)	(%)	(%)
1 0 月	()						

〔種類〕 単位：m³、t、kg、kl

	処 分 予 定 量				処 分 予 定 量		
	計（単位）	県内物	県外物		計（単位）	県内物	県外物
4 月	()			1 1 月	()		
5 月	()			1 2 月	()		
6 月	()			1 月	()		
7 月	()			2 月	()		
8 月	()			3 月	()		
9 月	()			合 計 (県内外別 割合)	() (1 0 0 %)	(%)	(%)
1 0 月	()						

〔種類〕 単位：m³、t、kg、kl

	処 分 予 定 量				処 分 予 定 量		
	計（単位）	県内物	県外物		計（単位）	県内物	県外物
4 月	()			1 1 月	()		
5 月	()			1 2 月	()		
6 月	()			1 月	()		
7 月	()			2 月	()		
8 月	()			3 月	()		
9 月	()			合 計 (県内外別 割合)	() (1 0 0 %)	(%)	(%)
1 0 月	()						

産業廃棄物処分実績報告書

千葉県知事

様

住所
 処分業者 電話番号
 氏名
 (法人にあつては主たる
 事業者の所在地、名称
 及び代表者の氏名)

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第15条の規定により次のとおり 年度
 の実績を報告します。

産業廃棄物 処理施設	名 称	
	所 在 地	
	処 分 の 方 法	1. 中間処理 () 2. 最終処分 (型)
	処理能力又は残存容量	

産業廃棄物の処分実績量 (総括表)

単位: m³、t、kg、kl

	処 分 実 績 量			処 分 計 画 量		
	計 (単位)	県内物	県外物	計 (単位)	県内物	県外物
4 月	()			()		
5 月	()			()		
6 月	()			()		
7 月	()			()		
8 月	()			()		
9 月	()			()		
10 月	()			()		
11 月	()			()		
12 月	()			()		
1 月	()			()		
2 月	()			()		
3 月	()			()		
合 計 (県内外別割合)	() (100%)	(%)	(%)	() (100%)	(%)	(%)

受 付 印

1. 種類別の処分実績量は、別紙に記載すること。
2. 処分実績量及び処分計画量の単位は、m³、t、kg、kl の内該当するものを記載すること。
3. 処分計画量は、最終処分に係る計画量を記載すること (中間処理は記載不要)。

許 可 番 号	
---------	--

別紙（別記第9号様式関係）

産業廃棄物の処分実績量（産業廃棄物の種類別）

〔種類〕 単位：m³、t、kg、kl

	処 分 実 績 量			処 分 計 画 量		
	計 (単位)	県内物	県外物	計 (単位)	県内物	県外物
4 月	()			()		
5 月	()			()		
6 月	()			()		
7 月	()			()		
8 月	()			()		
9 月	()			()		
10 月	()			()		
11 月	()			()		
12 月	()			()		
1 月	()			()		
2 月	()			()		
3 月	()			()		
合 計 (県内外別割合)	() (100%)	(%)	(%)	() (100%)	(%)	(%)

〔種類〕 単位：m³、t、kg、kl

	処 分 実 績 量			処 分 計 画 量		
	計 (単位)	県内物	県外物	計 (単位)	県内物	県外物
4 月	()			()		
5 月	()			()		
6 月	()			()		
7 月	()			()		
8 月	()			()		
9 月	()			()		
10 月	()			()		
11 月	()			()		
12 月	()			()		
1 月	()			()		
2 月	()			()		
3 月	()			()		
合 計 (県内外別割合)	() (100%)	(%)	(%)	() (100%)	(%)	(%)